

少子高齢社会問題調査特別委員会報告書

～支援が必要な子どもへの対応について～

平成27年1月

千葉市議会

少子高齢社会問題調査特別委員会

目 次

第1	はじめに	1
第2	委員会の活動状況	2
第3	本市の児童虐待の現状と取り組みの実施状況	3
I	児童虐待の現状	3
1	児童虐待とは	3
2	児童虐待通告対応件数の推移	3
3	児童虐待通告対応件数の内訳	4
II	児童虐待に関する本市の取り組み	6
1	切れ目のない防止対策の推進	6
2	児童虐待防止対策の主な取り組みの実施状況	6
第4	児童虐待防止対策の強化に向けた課題と提言	8
1	未然防止	8
2	早期発見	9
3	児童相談所の体制強化	10
4	社会的養護を担う施設・制度の充実	11
5	庁内連携体制の構築	11
第5	おわりに	12
	参考資料	13

第1 はじめに

少子化の進行は、労働人口の減少、地域社会の活力の減退、子どもの社会性や自立性の低下など、我が国の社会経済全体に影響を与えるものであり、安心して子どもを産み育てたいと思える社会づくりが喫緊の課題となっている。

このような中、国では、平成27年4月から施行する「子ども・子育て支援新制度」により、幼児期の教育・保育の提供、待機児童対策の推進、地域での子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すこととしており、本市においても、①保育所の待機児童解消対策、②こどもの参画推進事業、③青少年健全育成と児童虐待の防止などを柱に各種施策・事業に取り組んできており、子どもや子育て家庭への支援は、国や地方を挙げて取り組まれているところである。

これらの状況を総合的に勘案し、本委員会は、今期の調査テーマを「支援が必要な子どもへの対応について」とすることを決定した。具体的には、今後の子ども・子育て施策の根幹となる子ども・子育て支援新制度の全体像を把握するとともに、特に昨今、悲惨な事件が後を絶たず、最悪の場合は生命をも奪われる深刻な人権侵害に陥っている児童虐待に焦点を合わせ、調査研究することとした。

この報告書は、今期の調査テーマについて、本市の児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、被虐待児童やその家庭への支援、再発防止に至るまで、切れ目のない総合的な支援体制によるセーフティーネットの確立に向けた取り組みについての全庁横断的な調査研究、及び他自治体における児童虐待防止対策に関する先進事例の現地調査などを踏まえ、本委員会における今期の調査研究活動の結果を取りまとめるとともに、児童虐待防止対策の強化に向けた課題について提言を行うものである。

第2 委員会の活動状況

第1回 平成26年6月9日（月）

- （1）平成26年第2回定例会において今期の委員が選任された。
- （2）正副委員長の互選の結果、委員長に白鳥誠委員が、副委員長に岩井雅夫委員が選任された。

第2回 平成26年6月30日（月）

- （1）委員席を指定した。
- （2）今期委員会の進め方について協議した。
- （3）委員会視察の日程について決定した。

第3回 平成26年8月4日（月）

- （1）今期委員会の進め方について協議し、今期の調査テーマを「支援が必要な子どもへの対応について」に決定した。
- （2）「子ども・子育て支援新制度」について、当局から説明を受け、質疑を行った。

第4回 平成26年9月5日（金）

- （1）「児童虐待への取り組み」について、当局から説明を受け、質疑を行った。

第5回 平成26年10月14日（火）

- （1）市内の児童養護施設、社会福祉法人・房総双葉学園を訪問し、施設長から「児童養護施設における支援」について説明を受け、意見交換を行った。
- （2）市児童相談所を訪問し、「児童相談所における児童虐待への取り組み」について、当局から説明を受け、質疑を行った。

第6回 平成26年10月28日（火）～29日（水）

- （1）岡山県福祉相談センターを訪問し、「岡山県の児童虐待の状況」及び「子どもが心配チェックシート（岡山県版）の開発と活用」について、関係者から説明を受け、意見交換を行った。
- （2）京都府家庭支援総合センターを訪問し、「京都府の児童虐待の状況」及び「ワンストップによる児童虐待への対応」について、関係者から説明を受け、意見交換を行った。

第7回 平成26年11月13日（木）

- （1）「児童虐待防止対策の取り組みと今後の方向性」及び「居住実態が把握できない児童に関する調査結果」について、当局から説明を受け、質疑を行った。
- （2）今期の調査内容の取りまとめ方について協議した。

第8回 平成26年12月15日（月）

- （1）報告書（案）について、検討を行った。

第3 本市の児童虐待の現状と取り組みの実施状況

I 児童虐待の現状

1 児童虐待とは

児童虐待とは、保護者がその監護する18歳未満の子どもの人権を著しく侵害し、その心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為として定義される。また、児童虐待防止法では、虐待行為を次の4つに分類している。

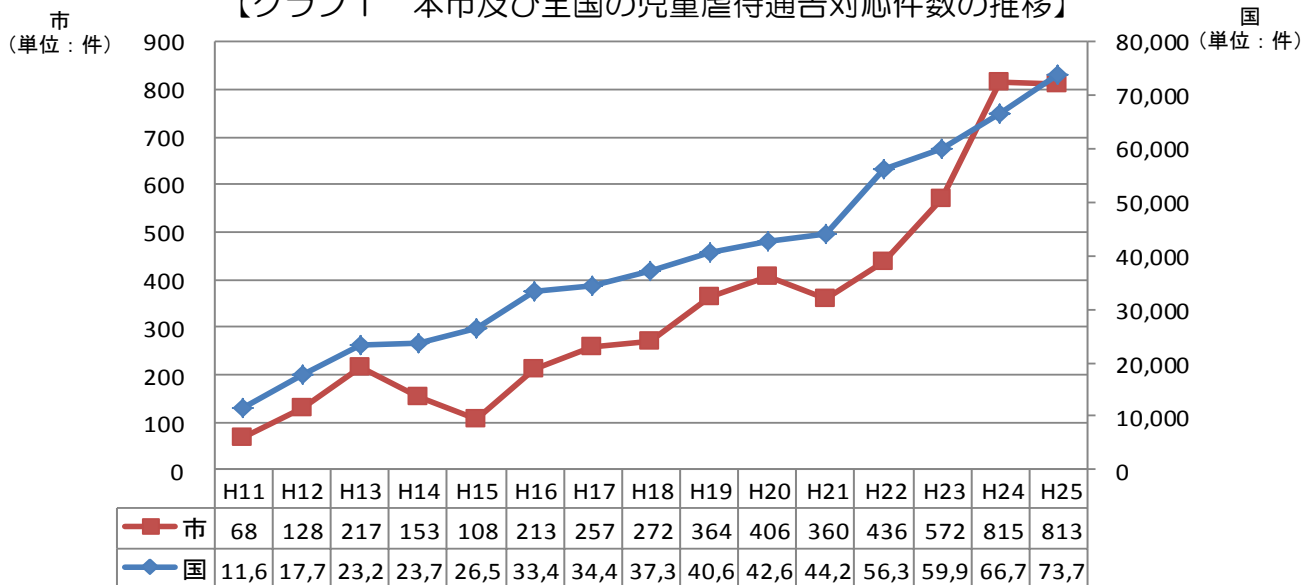
【表1 児童虐待の種類と主な内容】

種類	主な内容
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）等
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する等
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする等
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない等

2 児童虐待通告対応件数の推移

本市の児童虐待通告対応件数¹は、児童虐待防止法が施行された平成12年度以降高い水準で推移しており、同法施行以前の平成11年度に比べ、平成25年度は約12倍に増加（全国：約6倍）している。

【グラフ1 本市及び全国の児童虐待通告対応件数の推移】



¹ 児童虐待通告対応件数：児童相談所において虐待又は虐待が疑われるケースとして通告を受け、相談対応したケース数。

3 児童虐待通告対応件数の内訳

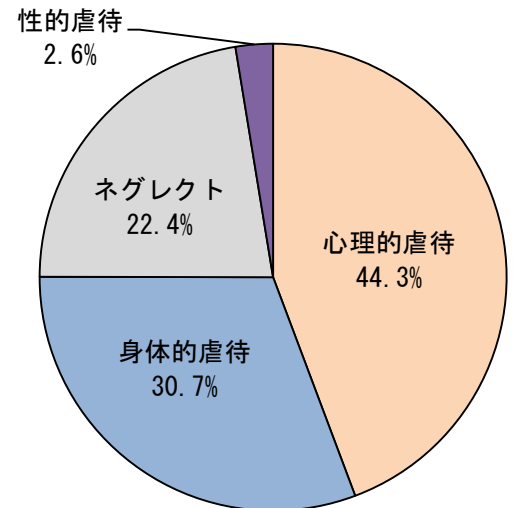
(1) 種類別

種類別では、心理的虐待が 44.3%で最も多い。その理由は、心理的虐待として区分される、近隣知人による「泣き声通告²」や、警察による「面前DV通告³」が多いことによる。次いで、身体的虐待が 30.7%となっている。

【表2 種類別件数】

種類	件数		
	H25	H24	H23
心理的虐待	360	369	260
身体的虐待	250	216	192
ネグレクト	182	209	114
性的虐待	21	21	6
合計	813	815	572

【グラフ2 種類別構成比(H25)】



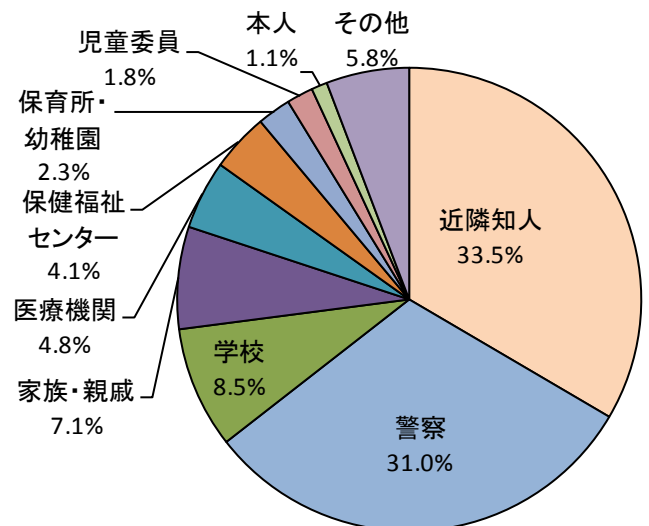
(2) 通告経路別

通告経路別では、近隣知人が 33.5%で最も多い。次いで、警察が 31.0%となっている。なお、警察への通報の内訳としては、保護者が 54.8%、近隣知人が 17.5%、児童本人が 9.9%などとなっている。この数値を踏まえると、近隣知人、家族・親戚、児童本人の合計は全体の 67.1%を占めている。

【表3 通告経路別件数】

通告経路	件数		
	H25	H24	H23
近隣知人	272	289	242
警察	252	230	108
学校	69	65	38
家族・親戚	58	65	75
医療機関	39	30	24
保健福祉センター	33	39	35
保育所・幼稚園	19	34	14
児童委員	15	11	11
本人	9	7	5
その他	47	45	20
合計	813	815	572

【グラフ3 通告経路別構成比(H25)】



² 泣き声通告：子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声・異常な物音から、虐待のおそれがあるとして、近隣住民等から通告があるもの。

³ 面前DV通告：子どもの目の前でDV等を行うことが、虐待にあたるものとして、主に警察から通告があるもの。

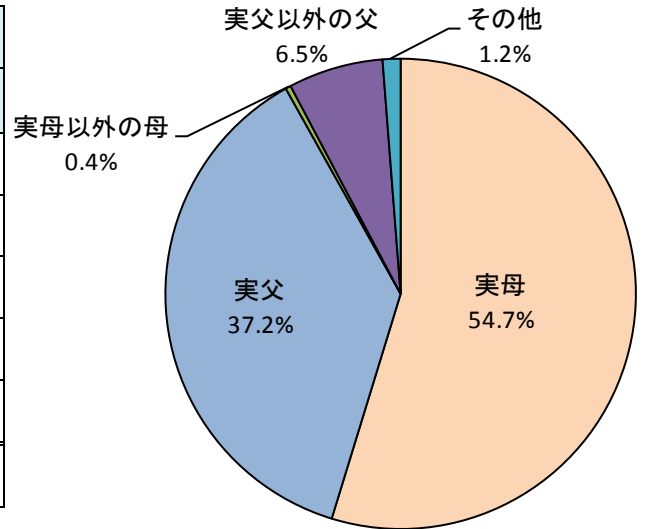
(3) 虐待者別

虐待者別では、実母が 54.7%、実父が 37.2%であり、この2者で全体の約 92%となっており、実親が高い割合を占めている。

【表4 虐待者別件数】

虐待者	件数		
	H25	H24	H23
実母	445	467	308
実父	302	289	228
実父以外の父	53	41	26
実母以外の母	3	4	4
その他	10	14	6
合計	813	815	572

【グラフ4 虐待者別構成比(H25)】



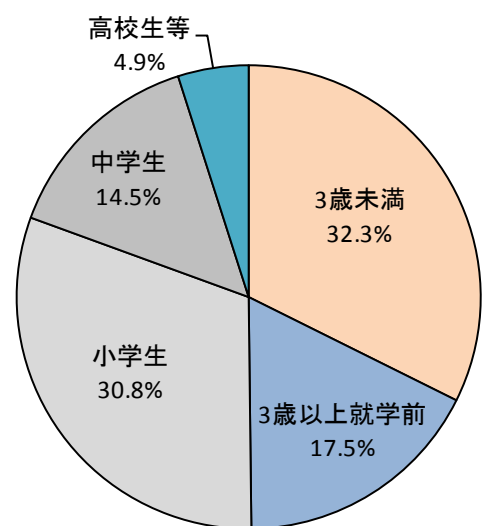
(4) 子どもの年齢構成別

子どもの年齢構成別では、3歳未満児が 32.3%で最も多く、小学校就学前の子どもの合計は約半数となっており、高い割合を占めている。

【表5 年齢構成別件数】

年齢	件数		
	H25	H24	H23
3歳未満	263	182	127
3歳以上就学前	142	223	170
小学生	250	267	174
中学生	118	94	68
高校生等	40	49	33
合計	813	815	572

【グラフ5 年齢構成別構成比(H25)】



(5) 行政区別

本市全体では 813 件の通告の相談対応をしているが、いずれの区も 100 件を超えている状況にある。

【表6 行政区別件数】

	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	その他	合計
H25	138	108	138	167	131	127	4	813
H24	154	140	131	164	113	111	2	815
H23	92	85	99	103	103	90	0	572

Ⅱ 児童虐待に関する本市の取り組み

1 切れ目のない防止対策の推進

児童虐待の防止に向け、「発生予防」、「早期発見」、「早期対応」、「在宅支援等」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の構築が必要とされている。

① 発生予防

・未然に防止するため、育児不安・育児負担を軽減
・児童虐待防止の広報・啓発、関係機関研修 等

② 早期発見

・各種業務・相談等での発見・通告
・児童虐待通告の広報・啓発、関係機関研修 等

③ 早期対応

・迅速な児童の安全確認
・児童の一時保護 等

④ 在宅支援等

・保護者指導・家庭間調整等による再発防止
・乳児院・児童養護施設・里親委託 等

2 児童虐待防止対策の主な取り組みの実施状況

(1) 児童虐待対応専従組織の設置 ※H14～

○児童虐待の早期発見と虐待を受けた児童の保護等のため、専従組織を設置し、より迅速な専門性の高い対応を図る。

(2) 育児ストレス相談 ※H14～

○育児ストレスのある保護者に対し、臨床心理士による個別相談を行うことにより、ストレスの軽減を図る。

《児童虐待防止の視点》

○育児ストレスの軽減による児童虐待の未然防止。

(3) 養育支援訪問事業 ※H16～

○保健師等が養育支援を必要と判断した家庭を訪問し、養育環境を把握するとともに、個々の家庭の状況に応じた子育て支援を行い、育児上の諸問題の解決を図る。

《児童虐待防止の視点》

○養育環境の把握・子育て支援による児童虐待の未然防止・早期発見。

(4) 児童虐待対応連絡会議の設置 ※H18～

○市と警察との連携を強化するため、連絡会議を設置し、児童虐待やDV対応に関する情報交換、協議を行う。

(5) 要保護児童対策及びDV防止地域連絡協議会の設置 ※H21～

- 要保護児童等の早期発見・適切な保護のため、関係機関が連携し、情報を共有するとともに、支援内容を協議する。

(6) オレンジリボンキャンペーン ※H21～

- 「児童虐待防止推進月間（11月）」にオレンジリボンをシンボルとして、児童虐待防止の広報・啓発活動を実施する。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業 ※H21～

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境の把握、子育て支援に関する助言や情報提供などを行うことにより、乳児家庭の孤立防止・健全な育成環境の確保を図る。

《児童虐待防止の視点》

- 養育環境の把握、子育て支援に関する助言・情報提供などによる児童虐待の未然防止・早期発見。

(8) 母子健康手帳交付時面接 ※H22～

- 妊娠の届出をしたすべての妊婦と保健師が面接し、妊娠・出産及び育児についての正しい理解を深め、母子の健康保持・増進を図るとともに、支援の必要性を判断し、継続的に支援する。

《児童虐待防止の視点》

- 支援が必要と判断した方（要支援者）に対する継続支援による児童虐待の未然防止。

(9) 各区児童虐待対応 ※H22～

- 児童虐待通告件数の増加に対応するため、軽微な児童虐待（近隣からの泣き声通告、警察からの面前DV通告）について、各区こども家庭課でも、児童の安全確認調査、保護者指導を行う。

(10) 警察官OB職員の配置 ※H24～

- 児童虐待の初期対応の困難ケース等に対応するため、警察官OBを配置し、豊富な現場業務経験を活用する。

(11) スクールソーシャルワーカー活用事業 ※H25～

- 教育・福祉の両面に専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの派遣要請により、不登校や非行の問題等について、児童生徒が置かれている環境に働きかけて、問題の解決に向けて支援する。

《児童虐待防止の視点》

- 児童虐待を含む様々な問題の解決、児童虐待の未然防止・早期発見。

(12) 健診未受診家庭訪問事業 ※H26～

- 1歳6か月児及び3歳児健診未受診者を家庭訪問し、受診の勧奨を行うとともに、育児環境の確認及び適切な支援につなげることで、虐待の予防を図り、子どもの健やかな成長を支援する。

第4 児童虐待防止対策の強化に向けた課題と提言

本市の児童虐待の現状と当局の取り組み、及び他自治体の児童虐待防止対策に関する先進事例の現地調査などを踏まえ、児童虐待防止対策の強化に向けた課題について、今後進めるべき施策を以下のとおり提言する。

1 未然防止

(1) 現状と課題

児童虐待の発生要因は複雑・多様化しており、子への影響の大きさを考えると、虐待に至る前の未然防止が重要である。

本市では、親や子どもに対して「育児ストレス相談」、「養育支援訪問事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」などを実施し、虐待の未然防止にも努めているが、育児に関する知識や手法等の取得が十分でない家庭への支援とともに、児童虐待に対する認識を広めるための普及啓発活動や児童相談体制の充実などにより、子どもの健全な成長を支えるまちづくりに向けた更なる環境整備が必要とされている。

(2) 今後進めるべき施策

① 普及啓発・相談体制の強化

- 本委員会が児童虐待防止対策に関する先進事例として現地調査をした、岡山県における「子どもが心配チェックシート（岡山県版）」、京都府家庭支援総合センターにおける「ワンストップによる児童虐待への対応」、同府が発行する「あした天気になあれ！」の取り組みなど、他自治体における児童虐待の未然防止及び子育て家庭への有用な支援策の調査研究に努め、本市の施策へ適切に反映することで、普及啓発・相談体制の強化を図ること。

《参考》岡山県・京都府の取組内容

【子どもが心配チェックシート（岡山県版）】（岡山県）

- 保護者が、「基本的生活」・「安全・安心」・「愛情」・「子どもの尊厳」の4つのカテゴリーの質問に答え、子どもの育ちに必要なニーズがどのように満たされているのかについて、子どもを中心とした視点からセルフチェックできるパンフレットを作成し配布。

【ワンストップによる児童虐待への対応】（京都府）

- 児童虐待・DV・障害・ひきこもりなど家庭を取り巻く、複雑・多様化する様々な相談に京都府家庭支援総合センターの専門スタッフがワンストップで対応することで効果的・効率的な支援体制を構築。

【あした天気になあれ！】（京都府）

- ステップファミリー（子連れ再婚家庭）は、対人関係が複雑になりやすく、生活習慣や家庭内ルールの変更など様々な悩みや課題を抱えやすくなる状況を踏まえ、当事者はもとより家族や子どもに関わる身近な機関である市町村、学校、保育所等がステップファミリーについての正しい理解と対応について知識を得るとともに、相談、支援に利用してもらうことを目的として啓発用冊子を作成し配布。

- 市民向けの児童虐待防止講座を計画し、多くの市民が参加できるよう講座や研修会を開催することが必要である。

②母子保健における児童虐待への対応強化

○母子保健における児童虐待防止への取り組みについては、「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」（平成14年6月19日付、雇用均等・児童家庭局長通知）の中で、乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において、虐待兆候の早期発見に努めるとともに、保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境に配慮しながら、学校保健、福祉等の諸施策と連携して、虐待の防止に努めることが明記されている。

このような観点から、保健師（非常勤保健師を含む）等の増員を図り、「乳児家庭全戸訪問事業」及び「健診未受診家庭訪問事業」の訪問率の向上を目指し、虐待ハイリスク家庭の把握と支援強化により児童虐待の未然防止に努めること。

また、児童虐待の発生要因には、家庭での子育ての孤立化、産後うつ、望まない妊娠などの要因が考えられることから、出産直後の母子の心身をサポートし、支援体制の強化を図ること。

2 早期発見

（1）現状と課題

本市では、児童虐待通告対応を児童相談所及び区こども家庭課にて実施しているが、軽微な事例から緊急を要する重篤事例までの対応が求められることから職員の専門性の確保を図るとともに、通告対応件数の増加に比べて、職員の配置が不十分であるため、より一層の相談体制の強化が必要である。

児童虐待防止法第5条では、児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見の努力義務について。また、同法第6条では、すべての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないと定めており、児童虐待の早期発見による対応が、子どもの命と安全を守る重要な役割を果たしている。

（2）今後進めるべき施策

①相談体制の強化

○市民に身近な区こども家庭課・健康課の相談体制については、年々増加している相談業務を常勤職員、家庭児童相談員が通常業務を行いながら対応するのでは不十分なことから、専任職員を配置するなど迅速かつ的確な相談支援体制の充実強化により、児童相談所の負担軽減と市全体の児童虐待への対応力強化につなげること。

②関係職員の資質向上

○複雑・深刻化する児童虐待問題に対して、きめ細かな対応を行うための研修事業の充実により職員の専門性の確保と資質向上に取り組む必要がある。

③通告手段の拡充と情報の適正管理

○電子メールなど情報通信ネットワークを活用した通告しやすい環境整備を図るとともに、通告内容等の情報漏洩により、通告者の特定が行われないよう児童虐待防止法第7条による守秘義務の遵守に努めること。

④医療機関との連携

- 児童虐待の早期発見やその後のケアにおいて医療機関との連携は重要であることから、地域の医療機関に対し、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告窓口を周知するなどにより、速やかに児童相談所等に通告されるよう情報伝達体制を整えるとともに、子どもの身体的・精神的外傷に対する治療や、精神医学的治療を必要とする保護者の治療が適切に行われるよう連携体制の整備に努めること。

3 児童相談所の体制強化

(1) 現状と課題

- 児童虐待通告対応件数の大幅な増加など、児童相談所を巡る厳しい状況を踏まえ、人員配置の充実が図られてきているが、事務スペースの狭隘化が進むとともに他政令指定都市と比較し児童福祉司の一人当たり担当ケースが他政令市に比べ過重であるなど、引き続き児童相談所の体制強化が求められている
- 一時保護所においては、幅広い年齢層の子どもを保護しなければならず、また、生活援助場面での男女分離対応等が必要となり施設面での充実が求められる。また、一時保護児童の急増および個別対応が必要な児童の増加に対応するための夜間における職員体制が不十分である。

(2) 今後進めるべき施策

①必要な職員体制の確保

- 虐待対応の中核を担う児童相談所の体制強化は喫緊の課題であるため、児童福祉司の人員配置の充実を図り、初期の緊急対応から家族再統合に向けた親子への支援を強化する。また、心理判定員については、被虐待児のトラウマに対する心理療法等の充実を図るとともに、事務スペースの改善に配慮し、職員に過度な負担がかからないようにする必要がある。

②一時保護の充実

- 被虐待児を保護する一時保護所については、緊急保護や保護児童の病院受診に適切に対応するため正規職員の拡充により夜間体制の強化を図る必要がある。
- 一時保護所への措置期間が長期化する事例もあることから、里親委託の促進を図るため、子どもにとって最適な里親家庭の選定（マッチング）の活性化を行う必要がある。

【表7 職員1人当たりの担当件数（平成25年）】

札幌	仙台	さいたま	千葉	横浜	川崎	相模原	新潟	静岡	浜松	政令市 平均
6	10	17	18	15	16	12	7	9	6	
名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本	11.7
12	9	16	19	9	7	21	8	9	8	

【表8 児童相談所の職員数の推移】

	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H18	H20	H22	H24	H26
全職員数	29	29	29	29	29	33	34	38	39	38	43	45

4 社会的養護を担う施設・制度の充実

(1) 現状と課題

児童虐待は成長段階にある子どもの身体、知的発達、人格形成、行動など広範囲にわたって深刻な影響をもたらすものであり、親から子どもへ「負の連鎖」として受け継がれていくことも懸念される。このため、虐待を受けた子どもをケアする社会的養護の仕組みは重要性を増しており、特に児童養護施設や家庭的な里親制度の充実は、注力すべき課題となっている。

(2) 今後進めるべき施策

①児童養護施設の充実

○児童養護施設については、子どもを虐待環境から離し、安心・安全と感じてもらえる施設となるよう、きめ細かな対応を促進するとともに、職員の待遇及び執務環境の改善が必要である。また、より家庭的養護に近い環境となるよう、児童養護施設の小規模化を促す施策展開も必要である。

②里親制度の普及啓発・拡充

○里親制度による家庭環境の下での養育は最も効果が期待でき、社会的養護の中でも優先すべきものであることから、里親制度に関する普及啓発や養成研修の充実など、登録者数の拡充に向けた具体的な施策展開に意を用いるとともに、家庭生活体験事業を活用するなど、児童養護施設等の入所児童に温かい家庭生活を体験させ、児童の社会性の涵養や情緒の安定を図る必要がある。

5 庁内連携体制の構築

(1) 現状と課題

児童虐待への対応については、こども未来局が中心的な役割を果たしている。しかし、例えば、母子の健康保持・増進などを目的に実施している区健康課の「乳幼児家庭全戸訪問事業」、「母子健康手帳交付時面接」や、不登校や非行問題等の解決を目的に実施している教育委員会の「スクールソーシャルワーカー活用事業」等は、副次的・限定的な効果ながら児童虐待の防止に有効な関わりの一つであり、全ての児童虐待関連事業を包括した総合的な対応力の向上が求められている。

(2) 今後進めるべき施策

①関係部局の連携強化

○複雑多様な児童虐待事案に迅速かつきめ細かく対応するためには、市民にわかりやすいワンストップ相談窓口となるよう、関係部局の連携を充実強化する必要がある。

②庁内横断的な進行管理体制の構築

○児童虐待関連事業及び学校での早期発見等の推進にあたっては、所管局及び教育委員会の役割を明確化するとともに、児童虐待の視点の下に有機的に連携し、各種取り組みを強力に推進する庁内横断的な進行管理体制を構築することが必要である。

第5 おわりに

児童虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害であることはもとより、子どもの心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、負の連鎖として次の世代に引き継がれ、将来、更に深刻な社会問題へと拡大するおそれを含んでいる。

児童虐待の発生要因としては、都市化・核家族化の進展に伴う家庭・地域の養育力の低下や家庭での子育ての孤立化、保護者の身体的・精神的な不健康、家族間の不和・経済的理由等による日常的なストレスの蓄積など、現在の社会情勢を反映した様々な背景があるものと考えられ、児童虐待通告対応件数は全国・本市ともに増加傾向にある。

これらに起因する児童虐待は、子育てをしているどの家庭でも起こり得るものであり、一部の特異な家庭の特別の問題として捉えるべきものではないこと、また、家庭と地域社会のつながりを再構築し、家庭における養育の補完等を図るべきであることから、全ての子育て家庭を対象とした包括的な取り組みが必要となっている。

このような状況を踏まえ、本市においても、児童虐待の発生予防から再発防止まで切れ目のない総合的な支援施策に取り組んでいるところではあるが、市児童相談所をはじめとした関係部局はもとより、国、県、民間団体、地域社会も含めた関係機関等が一層の連携を図るなど、効果的・効率的な児童虐待対策の強化に向けた環境整備をすることが肝要である。

本市の関係部局におかれては、本委員会が取りまとめた報告書の内容に十分留意し、関係部局が緊密に連携して戦略的な施策展開を図ることにより、次代を担う全ての子どもの人権が尊重され、夢・希望・笑顔に満ち溢れ、心身ともに健やかに育つことのできる社会の実現を目指し、総力を挙げて取り組むよう望むものである。

参考資料

1 委員会委員名簿

委員名	所属会派
(委員長) 白鳥 誠	民主党千葉市議会議員団
(副委員長) 岩井 雅夫	自由民主党千葉市議会議員団
蛭田 浩文	未来創造ちば
小田 求	未来創造ちば
村尾 伊佐夫	公明党千葉市議会議員団
段木 和彦	民主党千葉市議会議員団
盛田 眞弓	日本共産党千葉市議会議員団
黒宮 昇	公明党千葉市議会議員団
川村 博章	自由民主党千葉市議会議員団
中島 賢治	自由民主党千葉市議会議員団
三須 和夫	自由民主党千葉市議会議員団
中村 公江	日本共産党千葉市議会議員団
米持 克彦	自由民主党千葉市議会議員団

2 調査関係部課

所管局	部課名
こども未来局	○こども未来部 こども企画課、健全育成課、保育支援課、保育運営課 児童相談所
保健福祉局	○健康部 健康支援課
教育委員会	○学校教育部 学事課、指導課
その他	○各区保健福祉センター 健康課、こども家庭課